平成２３年（フ）第１１１４号
福岡県朝倉市杷木古賀1350番地２
債務者　手嶋由紀夫
１　決定年月日時　平成23年10月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１７４５号
福岡市西区石丸２丁目６番１号
債務者　尾崎亜矢子
１　決定年月日時　平成23年10月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１８１７号
福岡県春日市大谷７丁目148番地１カームネス大谷102号
債務者　石本　幸司
１　決定年月日時　平成23年10月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１９７５号
福岡市西区下山門３丁目７番５号ファミールＨＩＲＯ201号室
債務者　小嶋　美雪
１　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２０１９号
福岡市南区三宅３丁目８番23号
債務者　森田　幸治
１　決定年月日時　平成23年10月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２０２５号
福岡県糸島市本1718番地
債務者　谷口　　希（旧姓加茂）
１　決定年月日時　平成23年10月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２０４５号
福岡市西区愛宕浜２丁目１番14―504号
債務者　平山　豪俊
１　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２０８０号
福岡市西区姪の浜２丁目12番５―301号
債務者　後藤　美佳
１　決定年月日時　平成23年10月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２０８４号
福岡県糟屋郡志免町松ケ丘１番404号
債務者　大村　智子
１　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２０８６号
福岡市城南区東油山１丁目20番６－１号
債務者　阿曽沼　進
１　決定年月日時　平成23年10月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２０８７号
福岡市城南区東油山１丁目20番６－１号
債務者　阿曽沼　忍
１　決定年月日時　平成23年10月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２０９９号
福岡県糸島市前原北４丁目16番57―403号
債務者　中橋　啓二
１　決定年月日時　平成23年10月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２１０８号
福岡市南区高木３丁目18番10号
債務者　水上　　武
１　決定年月日時　平成23年10月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２１１０号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄７丁目16番地　的野アパート２号
債務者　宮崎　順一
１　決定年月日時　平成23年10月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２１２０号
福岡県福津市宮司３丁目14番10号
債務者　高田　朋之
１　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２１５３号
福岡県古賀市千鳥３丁目２番８―304号
債務者　前田　士郎
１　決定年月日時　平成23年10月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２１６７号
福岡県糟屋郡久山町大字久原3733番地２Ａ―22
債務者　西本　弘美
１　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２２０７号
福岡市博多区比恵町15―６朝日プラザ博多Ⅶ103号室
債務者　南條　勇吉
１　決定年月日時　平成23年10月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部